

## H28 改正対策②【農地法】許可権者

改正

### 4 条 1 項・5 条 1 項の許可権者

4 条 1 項・5 条 1 項の許可権者が、都道府県知事等に一本化された。

改正前は、原則・都道府県知事、例外・農林水産大臣とされていた。

※ 「等」は、指定市町村の長をさします。

---

### (出題予想) <<1>>

農業者が、自己所有の 4 ヘクタールを超える農地を農地以外のものに転用しようとする場合、法第 4 条第 1 項により農林水産大臣の許可を受けなければならない。

誤り。農林水産大臣ではなく、都道府県知事等。

**(出題予想) <<2>>**

4 ヘクタールを超える農地を農地以外のものにするため、農地について所有権を移転する場合には、法第5条1項の規定により都道府県知事等の許可を受けなければならない。

正しい。

**(要点)**

近年は許可権者を訊く問題は出題されていない。

しかしながら、本年度は改正点対策として、許可権者を必ずチェックすること。

ex.) 法第4条1項の規定により都道府県知事等の許可を～

## 【関連】法定協議制度

改正

(4条1項)

国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって4条1項の許可があったものとみなす。

改正

(5条1項)

国又は都道府県等が農地を農地以外のものにするため、これらの土地について権利を取得しようとする場合においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって5条1項の許可があったものとみなす。

※ 「等」は、指定市町村・指定市町村の長をさします。

**(出題予想)平成 25 年 問 21 肢 3 改題**

国又は都道府県等が市街化調整区域内の農地(1ヘクタール)を取得して学校を建設する場合、都道府県知事等との協議が成立することをもって法第5条第1項の許可があったものとみなされる。

正しい。

**【関連】4条1項／5条1項 許可不要の場合**

改正

国又は都道府県等が道路、農業用排水施設等の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設の用に供するために転用(取得)する場合、4条1項(5条1項)の許可は不要。

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜の通信教材 (2016/09/03現在)

平成28年版 宅建本試験直前『過去問演習講座』特に差がつく120問(全18回)  
<http://shibuyakai.com/takken/dvd14.html>